

農地所有適格法人について

農地所有適格法人とは、農地等の権利を取得し、農業を行うことのできる法人です。

農地法に規定された以下の4つの要件をすべて満たしていることが必要です。



①形態要件

次のいずれかの形態であることが必要です。

農事組合法人・株式会社（公開会社でないもの）・合名会社・合資会社・
合同会社・特例有限会社のいずれかであること。

②事業要件

法人の主たる事業が、農業とその農業に関連する事業であること。

📍新規の法人設立、既存の法人が農業参入する場合

これから3か年の販売計画で、農業と関連事業の合計売上高が、今後3か
年の法人の売上高の過半を占めていること。

③議決権要件

主なものとして、株式会社や持分会社（合名、合資、合同）については、
総議決権の過半を以下の農業関係者が占める必要があります。

- ・農地の権利提供者　・農作業を委託した個人
- ・法人の農業の常時従事者（原則として年間150日以上従事）など

④役員要件

法人の役員の過半は、法人が行う農業（関連事業含む）に常時従事（原則
として年間150日以上）する構成員であることに加えて、役員または重要な
使用人のうち1人以上が原則として、年間60日以上農作業に従事すること。

農地所有適格法人になった場合

農地所有適格法人の要件を満たしているかどうかを確認するために、毎事
業年度終了後3か月以内に報告書を提出することが義務付けられています。

日々奮闘中！女性農業委員

昨年7月の委員改選により、新たに3名の女性農業委員が加わり、計4名の女性委員が活躍しています。

日頃の活動以外に、県農業委員会女性委員の会が開催する研修会や視察に参加し、他市町村との交流や知見を深めるなど、充実した委員活動を送っています。

R6.9：女性委員の会総会・研修会

R6.11：パートナーシップ推進研修会



後列 池田由美子委員 滝下真弥子委員
前列 前田真津美委員 税田祐子委員

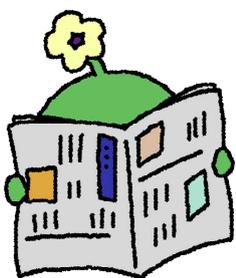
全国農業新聞 購読者募集中

全国農業新聞は、農業委員会のネットワークが発行する新聞です。

農政の動きや農業経営に役立つ情報、暮らしに役立つ記事をフルカラーでお届けします。

▼発行日 月4回金曜日
▼購読料 月額700円

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。



農用地あっせん情報

令和6年12月25日委員会承認

所在	希望地目		面積(m ²)	希望内容
	登記	現況		
池田字栢山東	畑	畑	952	売渡
山川成川字長尾	畑	畑	1,395	売渡
山川小川字東小川野邊	畑	畑	837	売渡
山川小川字東小川野邊	畑	畑	148	売渡
山川利永字長島	畑	畑	1,097	売渡
開聞十町字霧島	畑	畑	455	売渡
山川成川地区周辺(畑かん外可)	希望地目：畑		3,000	買受
新西方、久保地区周辺(畑かん外可)	希望地目：畑		5,000(1筆1,000m ² 以上)	借受

※農地を買う場合は、認定農業者、認定新規就農者等が優先されます。

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

第9回農業委員会総会開催日 3月25日(火) 各種申請受付締切 2月28日(金)

【お問い合わせ先】 指宿市農業委員会事務局 TEL 22-2111

内線番号 農地総務係721 振興係723 地域計画係724